

～兵庫県内の医療機関の皆様へ～

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業 「指定医療機関」の申請について

兵庫県では、肝炎ウイルスの感染を原因とする肝がん・重度肝硬変（非代償性肝硬変）の方の、入院・通院医療費の自己負担額を1万円に軽減する制度を実施しています。
患者さんが助成を受けるには、受診する医療機関が「指定医療機関」であることが必要です。



「指定医療機関」とは？

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業における、対象者が助成を受けることのできる医療機関として「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業指定医療機関」を選定することとしています。

※肝がん・重度肝硬変の関係医療を行うことのできる医療機関であること以外に特に要件はありません。

「指定医療機関」の役割は？

- (1) 肝がん・重度肝硬変患者がいる場合、本事業についての説明及び様式13-1号による肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業医療記録票（以下「医療記録票」という。）の交付を行うこと
- (2) 指定を受けていたとみなされる日以降に実施された対象医療について医療記録票の記載を行うこと
- (3) 患者から依頼があった場合には、肝がん・重度肝硬変医療に従事している医師に個人票等を作成させ、交付すること
- (4) 指定日以降に当該月を含む直近24月以内に医療機関において肝がん・重度肝硬変関係医療（高額療養費が支給されたものに限る。）を受けた月数が既に1月以上ある場合であって、指定医療機関に入院した2月日以降のものとして、本事業の助成対象となる入院関係医療が行われた場合には、公費負担医療の請求医療機関として公費の請求を行うこと。
- (5) その他、指定医療機関として本事業に必要な対応について協力すること

指定申請について

指定を受けようとする医療機関は「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業指定医療機関指定申請書」（様式8号）を下記の兵庫県疾病対策課あてに郵送で申請してください。

制度に関する詳細や、申請書類の様式を県のホームページで公表しておりますので、是非ご覧ください。

兵庫県 肝がん医療

検索



〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

兵庫県保健医療部疾病対策課

がん対策班 肝炎担当 ☎078-341-7711（内線3237、3285）



兵庫県
Hyogo Prefecture

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業指定医療機関指定申請書

令和 年 月 日

兵庫県知事 殿

開設者の住所（法人の場合は、法人の主たる事務所の所在地）

開設者の氏名（開設者が法人の場合は、法人の名称及び代表者氏名）

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業による指定医療機関として指定を受けたいので申請します。
 なお、指定の上は、兵庫県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱の定めるところに従って、医療を担当します。

記

医療機関	名称	電話（ ）					
		電子メールアドレス					
	種類	病院 ・ 診療所（ 有床・無床 ）					
	所在地						
	医療機関コード						
開設年月日		年 月 日					
指定申請区分	①入院及び外来	<input type="checkbox"/> 実施要綱第 9 第 2 号①に該当する施設である。					
	②外来のみ	<input type="checkbox"/> 実施要綱第 9 第 2 号②に該当する施設である。					
指定医療機関の役割		<p>① 肝がん・重度肝硬変患者がいる場合、本事業についての説明及び様式 13-1 号による肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業医療記録票の交付を行うこと。</p> <p>② 様式 13-1 号による肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業医療記録票の記載を行うこと。</p> <p>③ 患者から依頼があった場合には、肝がん・重度肝硬変入院医療又は肝がん外来医療に従事している医師に臨床調査個人票等を作成させ、交付すること。</p> <p>④ 当該月を含む直近 24 月以内に実施要綱第 3 第 6 項①～③に掲げる医療を受けた月数が既に 1 月以上ある場合の 2 月目以降のものとして、本事業の対象となる高療該当肝がん・重度肝硬変入院関係医療が行われた場合には、公費負担医療の請求医療機関として公費の請求を行うこと。</p> <p>⑤ その他、助成の対象になり得る患者に対し本事業に関する周知を行うなど、指定医療機関として本事業に必要な対応を行うこと。</p>					